

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

島根県知事
丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県浜田市熱田町1461番地
氏 名 株式会社 毛利組
代表取締役 隅田勝幸
電話番号 0855-27-0721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 毛利組
事業場の所在地	島根県内（松江市を除く）工事現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	5000万円
③従業員数	47人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木・舗装工事 アスファルト・コンクリート殻 →再生処理業者に委託して再生砕石や再生アスファルトとして再資源化

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
排出量							

「別紙のとおり」

(これまでに実施した取組)

・特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
排出量	5,000t	2,500t	30t	5t	10t	10t	5t

(今後実施する予定の取組)

・特に予定なし

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・がれき類（アスファルト殻・コンクリート殻）は再生資材とするため他の廃棄物が混入しないように確実に分別、保管を実施。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組) ・今後予定なし						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
① 現状	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 「別紙のとおり」								

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき 類	木く ず	廃プラ スチック 類	金属 くず	汚泥	建設系 混合管 理型	建設系 混合安 定型
	全 処 理 委 託 量	5,000t	2,500t	30t	5t	10t	10t	5t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			30t	5t	10t	10t	5t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5,000t	2,500t					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・工事で発生する残材等は優良認定処理業者を選定し処理委託する。							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】										
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管埋型	建設系混合安定型	紙くず	繊維くず	石綿含有
排出量	4712.3t	2686.2t	46 t	0.2 t	12.7 t	9.2 t	0.1 t	0.3 t	0.1 t	6.7 t

【前年度（令和5年度）実績】										
産業廃棄物の種類	ガラス・陶器くず	廃石綿等								
排出量	0.2t	22.8 t								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible][illegible]

1. 会 社 の 概 要				
(1) 会 社 名		株 式 会 社 毛 利 組		
(2) 資 本 金		5000万円		
(3) 従 業 員 数		47人		
2. 当該事業場において現に行っている事業の概要				
(1) 従 業 員 数				
(2) ベット数(医療機関等)		—		
(3) 製 造 品 出 荷 額 等 又 は 元 請 完 成 工 事 高		億/年		
(4) 製 造 又 は 工 事 概 要		土木・舗装・とび土工等工事		
(5) 製 造 等 フローシート		図 面 添 付 の こと (図面番号を記入)		
(6) 工 場 等 配 置 図		図 面 添 付 の こと (図面番号を記入)		
(7) 建 設 工 事 請 負 実 績		令和5年度三隅・益田道路土田地区第7改良工事 市道日脚治和線(周布橋)既設橋梁撤去工事 (その2) 令和3年度福光・浅利道路吉浦東地区第1改良工事 令和4年度国道9号熱田地区改良工事 周布川 防安交付金(総流防)工事(11月補正)その3		
(8) 事 業 展 望		公共事業は各年によって発注量に増減があり予定が立てにくい状況であるが、発注状況や受注した工事の内容によって年間の産業廃棄物の排出量が増減する。仕様書、特記仕様書等に基づいて適正数量を管理適正に処理する。		
(9) 廃棄物発生フロー図		図 面 添 付 の こと (図面番号を記入)		
(10) 作 成 処 理 計 画		産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物	双 方
(11) 連 絡 先 (担当者)	所属部署	株 式 会 社 毛 利 組 総務統括Gr		
	氏 名	佐々木 信也		
	電話番号	0855-27-0721		
	F A X	0855-26-0106		
3. 計 画 期 間		令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで		

計 画 策 定 事 項 (添 付 書 類)	4. 処理に係る管理体制に関する事項 ○ 管理組織図 ○ 産業廃棄物処理責任者氏名 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者氏名及び受講状況 ○ 廃棄物処理施設技術管理者氏名及び受講状況 ○ 教育・研修 ○ 情報公開 等 5. 排出の抑制に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 排出の抑制に係る情報の収集・管理 ○ 中長期的課題 等 6. 分別に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 分別に係る情報の収集・管理 ○ 分別に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等) ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等 7. 再生利用に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 再生利用に係る情報の収集・管理 ○ 再生利用に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等) ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等 8. 処理に関する事項(6及び7に記載する分別及び再生利用に関する項目を除く) ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 処理に係る情報の収集・管理 ○ 処理施設・保管施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等) ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等 9. 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する項目 《特別管理産業廃棄物処理計画のみ記載する》 ○ 現 状 ○ 措置の概要(計画期間、予算措置等) ○ 措置のため設置しようとする施設の概要 ○ 措置による周辺環境への影響に関する評価 ○ 措置による成果 等
備 考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。(図面等は除く) 2. 提出部数は、2部とする。 (但し、県内に複数の施設又は作業場がありその所在地を所管する保健所が2以上の場合は1部とする。) 3. 計画期間は原則5年間とすること。 (但し、建設業については原則1年間とすること。)	

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	代表取締役社長
廃棄物担当者	工事現場……工務部 現場代理人及び主任技術者 計画書作成……総務部
現場代理人の役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。また、工事仕様書等で、工事現場で発生する廃棄物の数量など把握し、処理業者、再生利用業者の選定を行う。選定後は、委託契約を結び、発注者等に各種報告を行う。 ○作業員・下請業者に対する教育 発生する廃棄物について、委託契約を結んだ業者への適正な運搬・処分について、周知する。
廃棄物管理組織 <pre> graph TD A[代表取締役社長] --> B[総務統括 Gr] A --> C[土木技術 Gr] C --> D[作業所] D --> E[下請業者] </pre>	

（２）管理体制の強化

① 管理体制

現場代理人又は主任技術者等の工事責任者は、工事現場毎の廃棄物発生量及び、発生品の種類等を仕様書にて把握。適正な業者を選定し、委託契約を結ぶ。この際、工事責任者等は適正であるという事を確実にするため統括管理責任者に承認をもらう。

② 管理方法

当社の場合は、産業廃棄物の種類のほとんどが、コンクリートやアスファルトのガラ、工事に伴う伐採による木くずであるため、埋立て等の処分は避け、再利用業者への運搬について検討する。またその他の産業廃棄物については適正に処理業者へ運搬する。

（３）教育・研修

① 現 場

現場で発生する産業廃棄物について、種類、発生状況、処理方法等処理に関する留意点を整理し、工事に携わる従業員及び外部の収集運搬業者及び下請業者等に、作業前に現場代理人等が教育し、運搬経路、運搬先、取扱方法等を周知する。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 当社の場合、産業廃棄物は再生業者・処理業者に委託することを原則とし、処理業者に委託する時の収集・運搬から、処分について確認し、的確に管理する。
- ③ 発生する産業廃棄物について、当社の場合そのほとんどが、アスファルト・コンクリートのガラであるということを考慮して、再生業者へ委託し、資源化及び再利用化をする。
- ④ 処理についての基本事項は、下請業者についても必要な指導を行う。

(2) 現 状

- ① 基本的事項にも記載した通り、当社の場合発生する産業廃棄物のほとんどが、アスファルト・コンクリートガラであるため、委託処分となる。その場合、再生処理業者に委託し、コンクリートガラはRC-40（再生砕石）アスファルトガラは再生アスコン等として、資源化及び再利用化を図っている。木くずについても、再生処理業者に委託し、破碎しチップ等で再利用化を図る。
- ② 使用材料等の梱包材、包装材等はなるべく分別し、優良認定処理業者へ処理を委託する。

(3) 目標設定

- ① 当社には自社処分場がないため、すべて業者委託をなるが、公共工事にも再生資源の利用が促進される中で、できるだけ再生業者への委託を原則とし、再生材としても一度公共工事等に使用することによって、廃棄物の資源化、再利用化を促進する。
- ② 発生したのもで、工事現場内で利用できるものがあれば、必要に応じて発注者と協議のうえ利用する。

6. 分別に関する事項

(1) 具体的事項

- ① コンクリートガラやアスファルトガラを再生業者に運搬するさい、その他の廃棄物等が混ざると再利用が難しくなるため、その他の廃棄物や土などが入らないように注意する。
- ② 建設現場及び現場事務所から排出されるいわゆる生ゴミ、紙くず、空缶等の生活系廃棄物は一般廃棄物となるので、工事から直接排出される廃棄物とは分けて処理する。
- ③ 一般廃棄物は各市町村の指導に従って各種分別をして指定のゴミ袋にて処分する。

7. 再生利用に関する事項

(1) 現状と具体的取組み

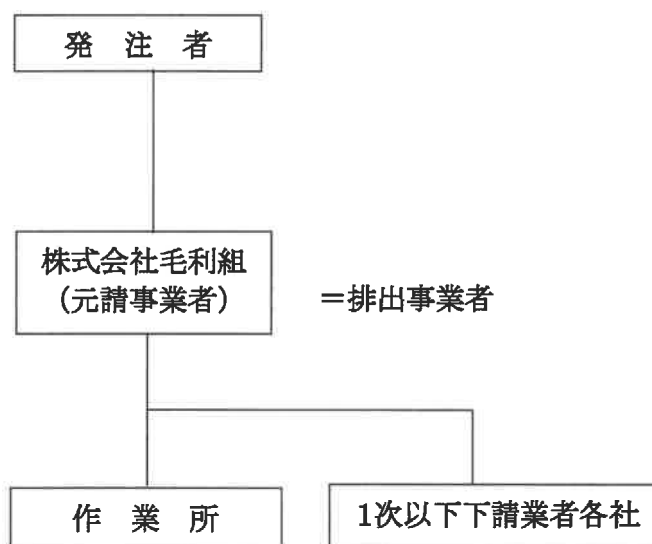
- ① アスファルト・コンクリートガラは、現在100%再生業者に委託処分しているのが現状である。また、木くず（工事および業務委託作業に伴う伐木等）についても再生業者に委託しているが、木材の状態や、木根等再生できないものについては適正処分する。
- ② コンクリートガラは再生砕石として、また、アスファルトガラは再生合材、再生砕石として再生処理を行っている業者に委託する。

③ 主な再生業者

コンクリートガラ アスファルトガラ	(有)江津開発センター	再生クラッシャーラン等として再利用
	各アスファルト合材工場	再生合材等として再利用
木くず	播磨屋林業(株)	チップ等にて再利用

- ④ 工事着工時において、使用材料を決定する際には各再生業者に連絡をとり、在庫等の状況を把握し再生材を積極的に利用する。
- ⑤ 再生材の使用に当っては、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全上支障が生じないようにする。

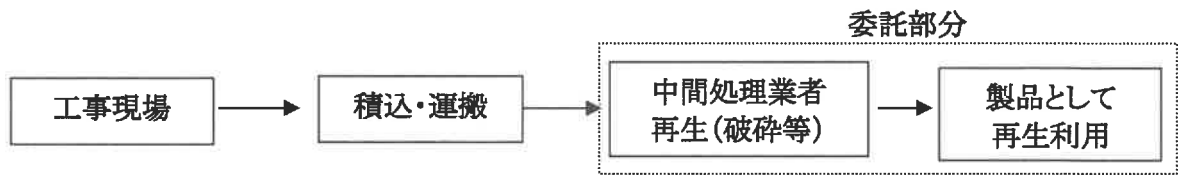
図1
工事等配置図



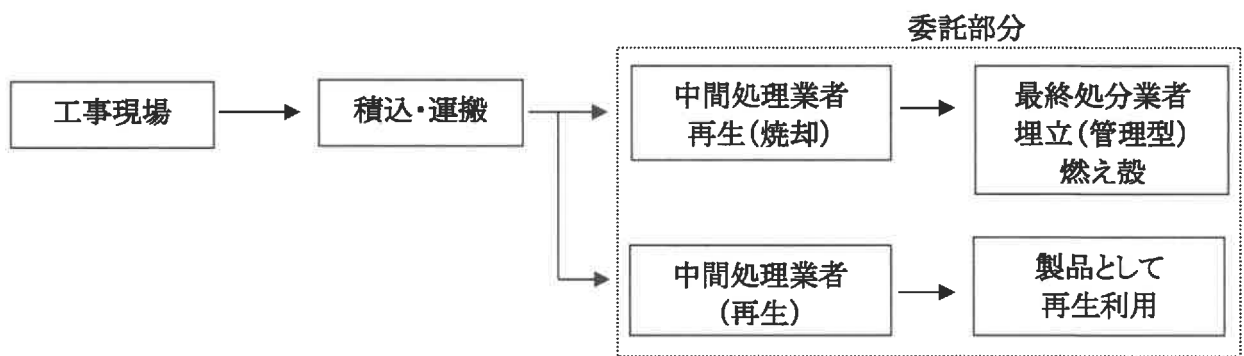
- ① 排出事業者(当社)は、自らの責任において全ての段階(発生～収集・運搬～処分)で適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に努める。
- ② 排出事業者(当社)が中心となって、当社作業員、下請業者各社、処理業者の協力体制を整備し、円滑にすること。
- ③ 仕様書等に廃棄物の処理方法が記載されていない場合は、発注者に申し出ること。
- ④ 廃棄物の運搬・処分を委託する際には、マニフェストを交付し、事故防止、交通法規の遵守に努める。この際、下請業者に廃棄物の取扱いを任せないこと。

図2
主な産業廃棄物発生フロー図

コンクリート・アスファルトがら



木くず



その他

